

第 6339 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 11日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 年末調整の過納額の精算

Q : 年末調整で過納額を精算する場合、どのような点に注意したらいいですか？

A : 次の点に注意してください。

【解説】

年末調整で過納額を精算する場合は、次の点に注意してください。

①12月最後の給与でいつもと同様の税額計算を行う場合

12月最後の給与でいつもと同様の税額計算を行い、これを徴収税額に含めて年末調整をした結果、過納額が生じたという場合は、最後の給与に対する税額がまだ徴収されていませんので、その徴収していない額を控除した残額を本人に還付することになります。

したがって、徴収していない額が過納額より多い場合には、徴収していない額から過納額を控除した残額を徴収しなければなりませんので、この点に注意が必要です。

②最後の給与では税額計算を行わなかった場合

最後の給与では税額計算を行わず、ゼロとして年末調整を行った結果、過納額が生じたという場合は、その超過額をそのまま本人に還付することになります。

還付する原資がない場合は、その後に徴収する源泉徴収税額から順次これに充当していきます。ただし、この源泉徴収税額が少額で長期に及ぶ場合には、一定の手続きを取って税務署から直接還付してもらうこともできます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】